



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.11.11 No. 3890

JR総連・年末手当格差要求!!

「日刊」三八八号でもふれたとおり、JR総連は、年末手当交渉に当たって、次のように、組合自ら格差を認める要求を行った。

＊東日本Ⅱ三・四カ月
＊貨物Ⅱ三・二カ月

むしろ、格差を認めるどころか、組合自らが、格差低額回答を要求したのだ。断じて許せない。東日本の組合員だけ良ければ貨物の組合員などどうでもいいというのである。そもそも、このような要求をするものが労働組合などといえるのか。

日貨労いわく、「別会社になつてしまった以上しかたがない」「減益である以上しかたがない」というのだ。冗談ではない！そもそも、一体誰がこのような状態を造りだしたのか。分割・民営化に賛成したJR総連・日

貨労自身ではないか。JR総連は、分割・民営化攻撃の過程で、貨物会社が「安楽死」の対象とされていたことを百も承知でこれに全面賛成した。しかもその時は、国鉄が分割・民営化されれば、このような事態になることはひた隠しにし、「分割・民営化に賛成した者は報われる」と言い続けたのである。しかし、その結果、貨物会社は、ベ・アでも、期末手当でも度重なる格差だ。JR総連よ、これにどう責任をとるのか。

日貨労の組合員よ。このような要求を行う「労働組合」に所属していることについて、一体どう思っているのか。もう、怒りすら持たないほどに魂を抜かれてしまっているのか。日貨労の組合員よ、直ちに日貨労を脱退して、動労総連合に結集しよう！

東日本3.4ヶ月
貨物 3.2ヶ月

動労総連合の
年末手当要求

東日本3.5ヶ月
貨物 3.7ヶ月

(格差是正分を含む)

千葉支社

乗務割交番・規程
違反の勤務も提案

— 動労千葉の申し入れで、おいて修正 —

銚子運転区2組

B12・特・B14

出 8.37

出 8.48

退 16.57

退 17.42

「39時間51分」

動労千葉は、十月二十九日付の「申三号」でこの点の改善を求めた。支社は、この申し入れで

千葉支社は、十二月ダイ改にあたって、乗務割交番作成規定に違反する交番順序を組んで提案してきた。しかも、動労千葉がこれについて、申し入れるまで、違反勤務を組んでいることに気がつきもしなかったのだ。

事実、今回のダイ改でも、車掌行路については、単純ミスで修正、修正である。下らぬ労務政策などに憂身をやつす前に、業務遂行能力すら無くなつてしまっている自らの足元を見すえよ、と言いたい。

初めて違反勤務を組んだことに気がつき、十一月一の団交が終った後、「すいません。在宅休養時間が四〇時間を割っていただくので修正します」と、交番順序を入れ換えたのである。修正するのは当然のこととしても直せばいいというものではない